

広島県労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十六号

広島県労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県労働委員会事務局の組織に関する規則（昭和二十八年広島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「次の課」を「合同総務課」に改め、「総務調整課」及び「審査課」を削る。
第三条から第五条までを削る。

第六条第一項中「及び事務局次長を、課に課長並びに必要に応じて調整監」を「並びに必要に応じて事務局次長、課長、主任労働監、労働監、調整監」に改め、同条第二項中「事務局に」の下に「必要に応じて」を加え、同条第三項中「課長」の下に「主任労働監、労働監」を加え、同条を第三条とする。

第七条中第十一項を第十三項とし、第十項を第十二項とし、同条第九項中「事務を整理する」を「事務に従事する」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第八項を第十項とし、同条第七項中「専門事項」を「所定の専門事項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加え、同条を第四条とする。

4 主任労働監は、上司の命を受け、担当する事務を掌理する。

5 労働監は、上司の命を受け、担当する事務を総括及び整理する。

第四条の次に次の一条を加える。

（事務局の事務）

第五条 事務局においては、次の事務をつかさどる。

一 委員会の会議に関すること。

二 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号。以下「労調法」という。）第九条の規定による届出及び労調法第三十七条の規定による通知の受理に関すること。

三 労働争議のあつせん、調停及び仲裁の申請並びに請求の受理に関すること。

四 労働争議の実情調査に関すること。

五 労働争議のあつせん、調停及び仲裁に関すること。

六 調停委員会及び仲裁委員会に関すること。

七 労働争議のあつせん、調停及び仲裁を行うに必要な調査研究に関すること。

八 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。以下「労組法」という。）第十八条の規定による決議に関すること。

九 あつせん員候補者に関すること。

十 広島県個別労働関係争議のあつせんに関する条例（平成十三年広島県条例第三十三号）に関すること。

- 十一 労働組合の資格審査に関すること。
 - 十二 労組法第五条の規定による立証及び労組法第十一条第一項の規定による証明に関すること。
 - 十三 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定による認定及び告示に関すること。
 - 十四 労調法第四十二条の規定による請求に関すること。
 - 十五 不当労働行為に関する審査、和解の勧告及び認定並びに命令及びその履行状況の報告の徴取に関すること。
 - 十六 不当労働行為に関する裁判所及び中央労働委員会に対する通知に関すること。
 - 十七 不当労働行為に関する訴訟に関すること。
 - 十八 労働組合の資格審査及び不当労働行為の審査等を行うに必要な調査研究に関すること。
 - 十九 事務局職員の人事及び福利厚生に関すること。
 - 二十 公印の管守に関すること。
 - 二十一 文書の收受、発送及び整理保存に関すること。
 - 二十二 予算及び会計に関すること。
 - 二十三 財産及び物品の管理に関すること。
 - 二十四 広報に関すること。
 - 二十五 臨検検査に従事する委員又は事務局職員の証明書に関すること。
 - 二十六 委員会の事務のために必要な資料の収集、整理及び保存に関すること。
 - 二十七 庁内の取締りその他庶務に関すること。
- 2 前項に規定する事務のうち、第十九号から第二十七号まで及び事務局長が特に命じた事務に関することは、合同総務課が所掌するものとする。
- 第八条を第六条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。